

農地法第 3 条の許可申請に必要な書類

1 許可申請書 3 部

2 登記事項証明書（全部事項証明書） 1 筆につき 1 部

※青森地方法務局弘前支局で取得してください。

3 各人が用意するもの

(1) 譲渡人（貸人）

① 実印

② 印鑑証明書 1 部

※法人の場合は、以下が必要になります。

① 代表者印（登録印）

② 印鑑証明書 1 部

③ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1 部

(2) 譲受人（借人）

① 住民票抄本 1 部

② 認印 ※代理人が申請する場合は「実印」

③ 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

④ 耕作証明書 1 部 ※村外の方のみ

⑤ 農家基本台帳の写し 1 部 ※村外の方のみ

※法人の場合は、以下が必要になります。

① 代表者印（登録印）

② 印鑑証明書 1 部

③ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1 部

④ 定款 1 部

⑤ 取締役会議事録（農地取得の経緯が確認できる議事録） 1 部

⑥ 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

⑦ 耕作証明書 1 部 ※村外の方のみ

⑧ 農家基本台帳の写し 1 部 ※村外の方のみ

4 事例に応じて必要な書類（それぞれ各 1 部）

(1) 代理人が申請する場合：委任状、実印、委任者の印鑑証明書

(2) 登記事項証明書の住所が住所等と異なる場合：戸籍の附票

(3) 地上権・地役権・抵当権等が設定されている場合：受人の確認書

(4) 権利移動（売買及び贈与）の場合：評価額通知書 ※役場税務課で取得

(5) 貸借権設定の場合：契約書の写し

(6) 新規就農の場合：営農計画書

(7) 申請地が相続未登記の場合：被相続人の相続関係が分かるもの（戸籍謄本等）、相続人の同意書、同意者の現住所が分かるもの

● 上記以外の書類の提出を求める場合があります。

● 毎月 25 日（閉庁日の場合はその前の開庁日）までに提出があった申請書を、翌月 10 日の農業委員会総会にて審議します。

担当 田舎館村農業委員会事務局

電話 0172-58-2111（内線 131・132）